

一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会審査日程

日時 令和元年9月5日、9日

場所 第1委員会室、第2委員会室

1 議案第68号 令和元年度山陽小野田市一般会計補正予算(第3回)について

(1) 歳出(特定財源を含む)に係る説明

- 3-1-1 社会福祉課
- 3-1-6 社会福祉課
- 3-2-1 子育て支援課(歳入15-2-2)
- 3-2-2 子育て支援課(歳入15-2-2、16-2-2)
- 3-2-4 子育て支援課(歳入21-4-2)
- 3-3-1 社会福祉課(歳入15-2-2)
- 10-4-1 子育て支援課(20節幼稚園就園奨励費のみ、歳入15-2-5)

(2) 債務負担行為に係る説明 子育て支援課

(3) 歳出に係る質疑

2 議案第56号 平成30年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定について

審査番号	項目	ページ	審査事業	担当部・課								
①	2 款 総務費 1 項 1、5、11、13、16、17、19～21 目、3 項 1 目 ※2-1-1 は空家等対策事業費のみ、2-1-5 は広聴事業費のみ、2-3-1 は旅券発給事務費を除く	124-127 132-133 138-141 144-147 162-163		市民生活課、南支所、埴生支所、市民課								
	7 款 商工費 1 項 3 目	236-237										
②	3 款 民生費	172-201	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>13</td><td>14</td></tr> <tr><td>15</td><td>16</td></tr> <tr><td>17</td><td>18</td></tr> <tr><td>19</td><td>20</td></tr> </table>	13	14	15	16	17	18	19	20	福祉部の該当課、市民生活課
	13	14										
15	16											
17	18											
19	20											
10 款 教育費 4 項 1 目 ※10-4-1 は 20 節扶助費のみ	272-275											

③	4 款 衛生費 ※4-1-3 は浄化槽設置推進事業費を除く	200-217	21 22 23 24 25 26	子育て支援課、健康増進課、環境課
	11 款 災害復旧費 4 項 1 目	292-293		環境課
④	歳入 (民生福祉常任委員会所管部分)			市民部、福祉部
	12 款 2 項 1、2 目	74-77		
	13 款 1 項 2、3 目、2 項 1~3 目、3 項 1 目	76-77 80-83		
	14 款 1 項 1、2 目、2 項 1、2、3、6、7 目、3 項 1、2 目	82-91		
	15 款 1 項 1、2 目、2 項 1、2、4 目、3 項 1、2 目	90-99		
	20 款 3 項 1、2 目、4 項 2 目 2~4 節、3 目	106-117		
	21 款 1 項 2、3、8 目	116-117 120-121		

※1 審査は審査番号ごとに職員を入れ替えながら行います。

※2 審査の進行状況により、審査の前倒し、先送りを行うこともあります。
(審査番号③は9月9日午後1時に固定、③終了後は審査番号④)

※3 決算審査の方法は、審査番号ごとに次の順序で行います。

- (1) 審査対象事業の説明及び質疑 (複数ある場合は、1事業ごと)
- (2) 上記以外の部分の質疑

令和元年10月1日から

令和元年9月 一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会
子育て支援課 資料1

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子供たちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- **幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子供たちの利用料が無償化されます。**
 - 幼稚園については、月額上限2.57万円です。
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
 - 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子供たちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
 - 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるための認定や市町村によって償還払いの手続きが必要な場合がありますので、お住まいの市町村にご確認ください。
- **0歳から2歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。**
 - さらに、子供が2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。
(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象とされます。**
(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

※ 待機児童解消の実現に向けては、「子育て安心プラン」に基づき、女性就業率80%に対応できる保育の受け皿(2018年度～2020年度末までに約32万人分)の整備を進めます。また、保育士等の処遇改善にも適切に取り組んでいます。

幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注)原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、お住いの市町村にご確認ください。

- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

認可外保育施設等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注1)保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2)「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、お住いの市町村にご確認ください。

- **3歳から5歳までの子供たちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化**されます。

【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**を対象とします。

(注1)認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

(注2)無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

- **就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化**されます。

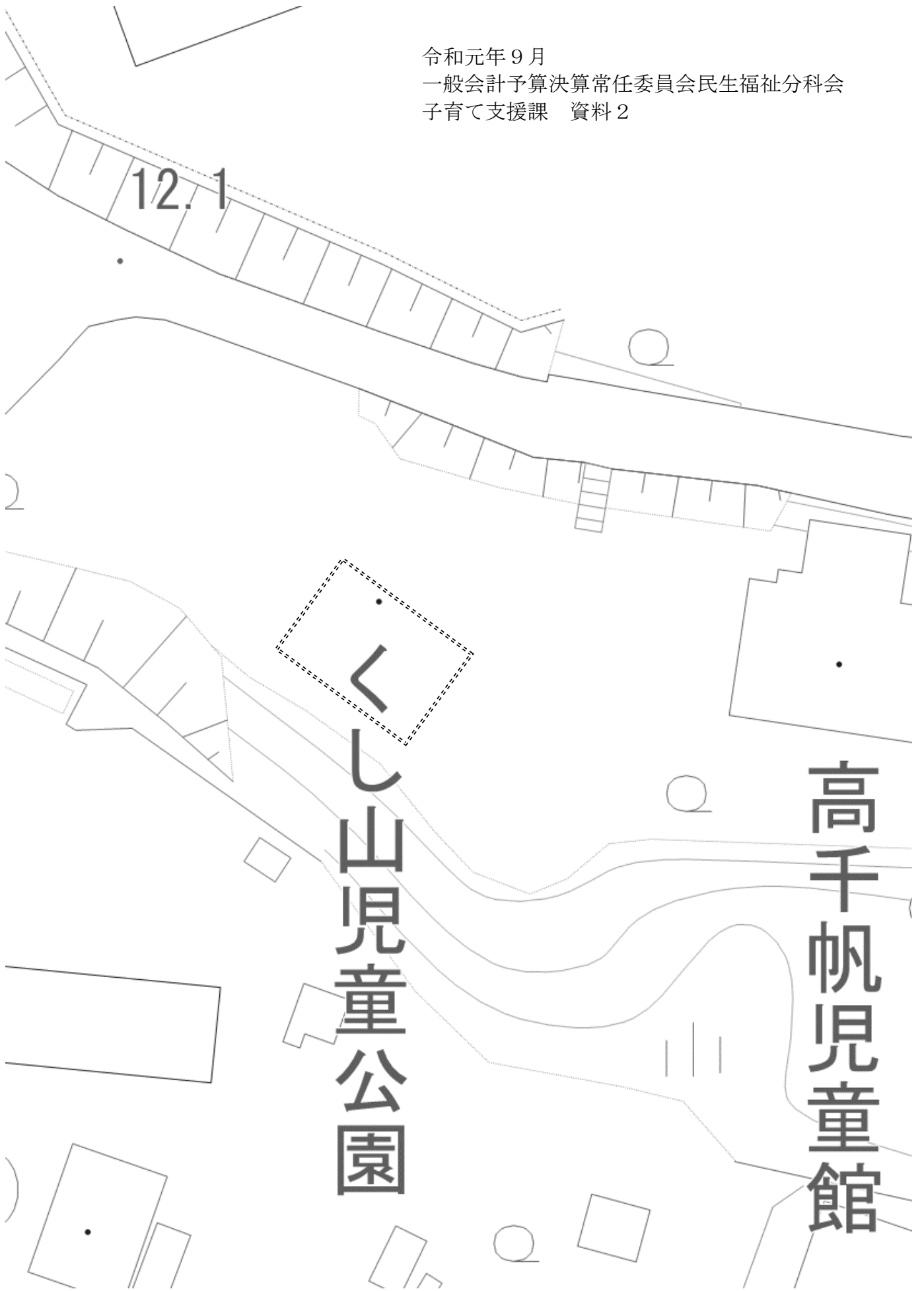
※ 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない、理由のない保育料の引上げが行われることがないよう、新制度の対象とならない幼稚園においては、保育料を変更する場合、設置者は変更事由の届出が必要です。また、認可外保育施設等においては、提供するサービスの内容や額に関する事項について、変更の内容やその理由の掲示を求めるとなっております。

問い合わせ先:〇〇市〇〇部〇〇課

TEL:〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

MAIL:〇〇.〇〇.jp

令和元年9月
一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会
子育て支援課 資料2

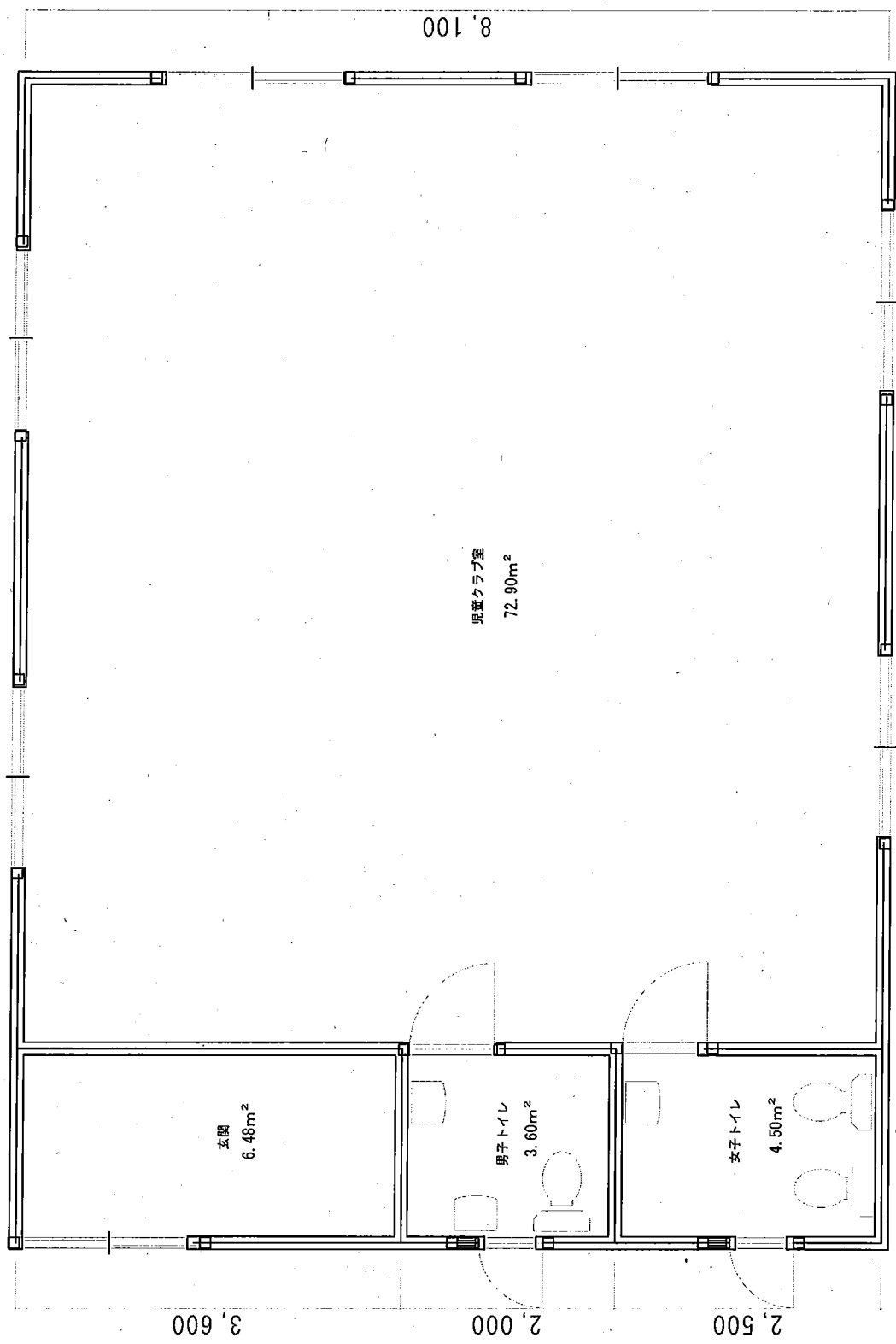


くし山児童公園

高千帆児童館

1,800

9,000



3,600

2,000

2,500

玄関
6.48m²

男子トイレ
3.60m²

女子トイレ
4.50m²

吸烟クラブ室
72.90m²

8,100

10,800

債務負担行為の設定について

- 1 事項 高千帆児童クラブ仮施設設置事業
- 2 期間 令和元年度から令和5年度まで
- 3 限度額 28,116千円
- 4 年度別支払予定 令和2年度 7,810千円
令和3年度 9,372千円
令和4年度 9,372千円
令和5年度 1,562千円
- 5 契約期間予定 契約締結日から令和5年5月まで
 - (内訳) 設計・建設期間 契約締結日から令和2年5月まで
 - 貸借期間 令和2年6月から令和5年4月まで
 - 解体期間 令和5年4月から令和5年5月まで